

厚生・産業常任委員会資料
平成 29 年(2017 年)3 月 13 日
健 康 医 療 福 祉 部

平成 29 年 2 月定例会議
厚生・産業常任委員会
資 料

■議案（その2）

議第 57 号 滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案 ————— 1

議第 58 号 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案 ————— 9

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正により、指定放課後等デイサービス事業所および基準該当指定放課後等デイサービス事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所等」という。）に置くべき従業者の基準等が改められたこと等に伴い、必要な規定の整備を行うため、滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成25年滋賀県条例第6号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 指定放課後等デイサービス事業所等に置くべき従業者のうち、指導員または保育士を児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者に改めることとします。（別表第3関係）
- (2) 指定放課後等デイサービス事業所等に置く障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならないこととします。（別表第3関係）
- (3) 指定放課後等デイサービス事業者および基準該当指定放課後等デイサービス事業者は、事業について改善を図るため、自ら評価を行うことに加えて、利用者の保護者による評価を受けることとし、当該評価および改善の内容を1年に1回以上公表しなければならないこととします。（別表第3関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表

旧	新
本則 省略	本則 省略
付則 省略	付則 省略
別表第1および別表第2 省略	別表第1および別表第2 省略
別表第3 (第5条関係)	別表第3 (第5条関係)
放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準	放課後等デイサービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準
1 指定放課後等デイサービスの事業	1 指定放課後等デイサービスの事業
(1) 省略	(1) 省略
(2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号(ウを除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。)までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において	(2) 別表第1第1項第2号、第3号ア、第4号(ウを除く。)、第5号、第6号(ウ(ウ) a から c までおよび(エ)を除く。)、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オおよびカならびに第15号から第21号(エを除く。)までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、 <u>同項第4号イ(ア) a 中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法(昭和26年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)</u> もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(b、dおよびfにおいて「障害福祉サービス経験者」という。))と、 <u>同号イ(ア) b 中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない」と、<u>同号イ(ア) d および f 中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、同項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第11号ア」と、同</u></u>
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」
_____、同項第5号ア中「第11号ア」	_____、同項第5号ア中「第11号ア」

項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」

_____」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

2 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからキまで、第5号、第6号ア、イ、ウ(ア)、(ウ) aからcまでおよび(エ)を除く。) およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用

項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまでに掲げる費用(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。)」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当であると認められるもの」と、同号ウ(オ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、別表第3第1項第1号に規定する指定放課後等デイサービス事業者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(ウ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第1項第2号において準用する第21号イ」と読み替えるものとする。

2 別表第1第1項第2号本文、第4号アおよびオからキまで、第5号、第6号ア、イ、ウ(ア)、(ウ) aからcまでおよび(エ)を除く。) およびカ、第7号、第8号、第10号、第11号、第12号(ウを除く。)、第13号、第14号オならびに第15号から第21号(エを除く。)まで、同表第2項(第2号エおよび第3号を除く。)ならびに前項第1号の規定は、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業について準用する。この場合において、同表第1項第5号ア中「第11号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第11号ア」と、同項第6号ウ(ウ)中「次のaからcまで掲げる費用

(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(ウ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア

」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(イ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ

(aに掲げる費用にあつては、児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所に係るものに限る。）」とあるのは「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」と、同号ウ(ウ)中「(ウ) aからcまでに掲げる」とあるのは「(ウ)に規定する」と、同項第7号および第16号イ(ア)中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と、同項第7号ウ(ア)中「第10号ア」とあるのは「別表第3第2項において準用する第10号ア」と、同号エ(キ)中「内容」とあるのは「事業」と、「行うとともに」とあるのは「行うとともに、利用者の保護者による評価を受けて」と、「図ること」とあるのは「図ること。この場合において、放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援の事業を行う者は、1年に1回以上、当該評価および改善の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない」と、同項第16号イ(イ)中「第5号ク(ク)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第5号ク(ク)」と、同号イ(イ)中「第7号エ(カ)」とあるのは「別表第3第2項において準用する第7号エ(カ)」と、同号イ(エ)中「第19号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第19号イ」と、同号イ(オ)中「第20号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第20号イ」と、同号イ(カ)中「第21号イ」とあるのは「別表第3第2項において準用する第21号イ」と、同表第2項第2号ア中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または学校教育法(昭和26年法律第26号)の規定による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) もしくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、障害福祉サービスに係る業務に従事した期間が2年以上であるもの(イにおいて「障害福祉サービス経験者」という。) 」と、同号イ中「指導員または保育士」とあるのは「児童指導員、保育士または障害福祉サービス経験者」と、「以上とすること」とあるのは「以上とすること。この場合において、障害福祉

と読み替えるものとする。

以下 省略

サービス経験者の数は、児童指導員および保育士の数を超えてはならない
と読み替えるものとする。

以下 省略

滋賀県児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正概要(平成29年4月1日施行)

1. 改正の概要

放課後等デイサービスについて、全国的に利用者数、事業所数ともに大幅に増加している。その中で、利潤追求により支援の質が低い事業所や適切でない支援を行う事業所が増えているとの指摘を受け、質の向上と支援の適正化に向け、国が基準省令を改正したことに伴い、県基準条例の改正を行う。(H29.2.1現在:県内101事業所)

【放課後等デイサービス】

就学している障害児に対して、授業終了後や長期休暇等に生活能力向上のための訓練や社会との交流促進などの支援を通所により提供するサービス

2. 改正の内容

(1)事業所に置くべき従業者等の改正

改正前	改正後 (県条例別表第3第1項および第2項)
<p>(置くべき従業者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・指導員(資格要件なし) 	<p>(置くべき従業者)</p> <p>【従業者の資格要件の追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士 ・<u>児童指導員</u> ・<u>障害福祉サービス経験者</u>(2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事)
<p>(員数)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児 10人以下 従業者 2人 ・障害児 11～15人 従業者 3人 ・障害児 16～20人 従業者 4人 ⋮ 	<p>(員数)</p> <p>【有資格者の割合の要件追加】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害児 10人以下 従業者 2人 ・障害児 11～15人 従業者 3人 ・障害児 16～20人 従業者 4人 ⋮ <p>・置くべき従業者のうち障害福祉サービス経験者の数は児童指導員および保育士の数を超えてはならない(半数以上が児童指導員または保育士)</p>

(2)事業者の自己評価の方法等の改正

改正前	改正後 (県条例別表第3第1項および第2項)
<p>・放課後等デイサービスの内容について自ら評価し、常に改善を図る</p>	<p>【保護者評価の追加と公表の義務づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスの事業について自ら評価を行うとともに<u>利用者の保護者の評価を受けて常にその改善を図る</u> ・<u>1年に1回以上評価および改善内容を公表しなければならない</u>

3. その他(経過措置)

現行の放課後等デイサービス事業所・基準該当放課後等デイサービス事業所については、従業者にかかる基準は平成30年3月31日までは従前の例による【1年間の経過措置】

※基準該当事業所:指定の基準は満たさないものの、地域に指定サービス事業所が少ないなどの理由から、一定の基準を満たすものとして市町が認めた事業所

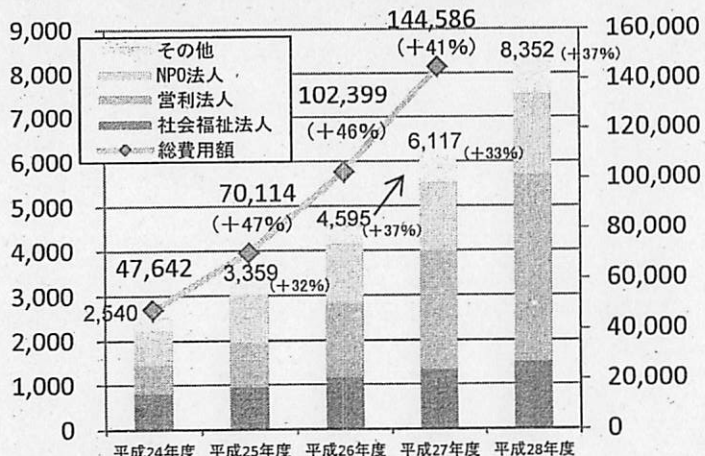
放課後等デイサービス、就労継続支援A型の運用の見直しについて

(厚生労働省資料より)

<放課後等デイサービス>

- 総費用額(1,446億円)は、障害児支援全体の64.9%を占め、サービス創設以降、利用者数、事業所数とともに大幅に増加。
- 一方、利潤を追求し支援の質が低い事業所や適切ではない支援※を行う事業所が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移 (百万円)



※例えば、テレビを見せているだけ、ゲーム等を渡して遊ばせているだけ

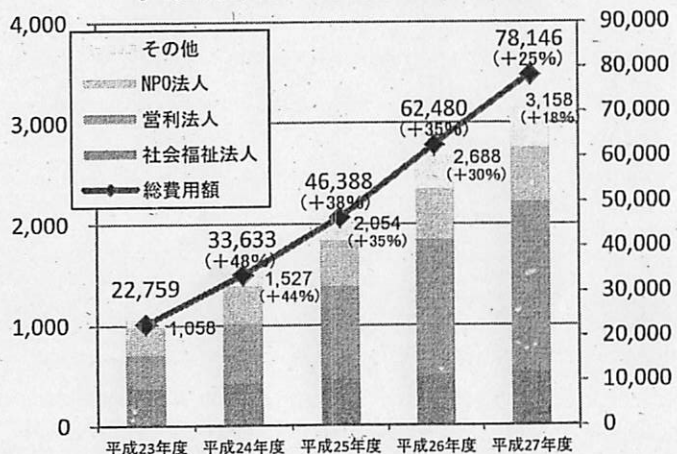
見直し

1. 障害児支援等の経験者の配置
 - ① 管理責任者の資格要件を見直し、障害児・児童・障害者の支援の経験(3年以上)を必須化
 - ② 配置すべき職員を「児童指導員」「保育士」「障害福祉サービス経験者」とし、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上に
2. 「放課後等デイサービスガイドライン」の遵守及び自己評価結果公表の義務付け

<就労継続支援A型>

- 総費用額(781億円)は、障害者支援全体の4.4%を占め、近年大幅に増加。
- 一方、生産活動の内容が適切でない事業所や、利用者の意向にかかわらず、すべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えているとの指摘がある。

(か所) 事業所数及び総費用額の推移



見直し

1. 就労の質の向上
 - ① 事業収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金総額以上となるように
 - ② 賃金を給付費から支払うことは原則禁止
2. 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、自治体は新たな指定をしないことを可能に

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 5 号）による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）の一部改正に伴い、就労継続支援 A 型の事業における就労に関する基準等が改められたことから、必要な規定の整備を行うため、滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 8 号）および滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 25 年滋賀県条例第 10 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 指定就労継続支援 A 型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとするものとします。

イ 指定就労継続支援 A 型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金の総額以上となるようにすることとします。

ウ 指定就労継続支援 A 型事業者は、賃金および工賃の支払に要する費用については、原則として、自立支援給付として支給を受けた金銭をもって充てないこととします。

エ 指定就労継続支援 A 型事業者の運営規程の記載事項に、利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を加えることとします。

(2) 滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

ア 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとするものとします。

イ 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金の総額以上となるようにすることとします。

ウ 就労継続支援A型事業者の運営規程の記載事項に、利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を加えることとします。

(3) その他

ア この条例は、平成29年4月1日から施行することとします。ただし、(1)エおよび(2)ウは、同年7月1日から施行することとします。

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例新旧対照表（第1条関係）

旧	新
<p>本則 省略 付則 省略 別表第1～別表第9 省略 別表第10 就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～4 省略 5 就労</p> <p>(1) 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めること。</p> <p>(2) 雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円以上とすること。</p> <p>(3) 第1号の規定は、雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる工賃について準用する。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の就労については、別表第3第1項第5号ア(ア)および(イ)ならびにイの規定を準用する。この場合において、同号ア(イ)中「生産活動」とあるのは「作業」</p>	<p>本則 省略 付則 省略 別表第1～別表第9 省略 別表第10 就労継続支援A型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準 1～4 省略 5 就労</p> <p>(1) <u>指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u></p> <p>(2) 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めること。</p> <p>(3) <u>指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者へ支払うべき賃金の総額以上となるようにすること。</u></p> <p>(4) 雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円以上とすること。</p> <p>(5) 第2号の規定は、雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる工賃について準用する。</p> <p>(6) <u>賃金および工賃の支払に要する費用については、原則として、自立支援給付として支給を受けた金銭をもって充てないこと。ただし、災害その他のやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>(7) 前各号に定めるもののほか、指定就労継続支援A型の事業の就労については、別表第3第1項第5号ア(ア)および(イ)ならびにイの規定を準用する。この場合において、同号ア(イ)中「生産活動」とあるのは「作業」</p>

と、同号イ中「生産活動に従事している」とあるのは「雇用契約を締結していない」

と読み替えるものとする。

6 省略

7 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第7項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第7項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策

を」と、別表第2第

5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第7項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第10第7項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第7項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第7項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこ

と、同号イ中「生産活動に従事している」とあるのは「雇用契約を締結していない」と、「経費」とあるのは「経費(雇用契約を締結している

利用者に支払うべき賃金を含む。）」と読み替えるものとする。

6 省略

7 別表第1第1項第4号(キ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ウを除く。)、第7号、第8号、第9号ウ、第10号および第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第4項第1号、第5項第1号、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)、第10項(第5号を除く。)、第11項および第12項第1号、別表第3第1項第2号、第6号、第7号および第8号ア、別表第7第1項第3号ならびに別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第10第7項において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)まで」とあるのは「別表第10第7項において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびに利用定員、サービスの利用に当たっての留意事項、非常災害対策ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間を」と、別表第2第

5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第10第7項」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第10第7項において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第10第7項において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第10第7項」と、別表第3第1項第2号アただし書中「相談室および多目的室にあっては、利用者」とあるのは「利用者」と、「これらを」とあるのは「訓練・作業室にあってはこれを設けず、相談室および多目的室にあってはこ

れらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の17第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第10第7項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 生産活動

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第3第1項第5号イならびに別表第10第5項第1号および第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と読み替えるものとする。

(3) 省略

2 基準該当就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キおよびク、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第7号から第9号(ウに限る。)まで、第10号ならびに第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)および第10項(第5号を除く。)から第12項(第3号を除く。)まで、別表第3第1項第5号(イを除く。)および第7号、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)ならびに前項第1号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)

れらを」と、同項第8号ア中「第34条の9第1項第14号」とあるのは「第34条の17第1項第12号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第10第7項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と読み替えるものとする。

別表第11

就労継続支援B型の事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準

1 指定就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 生産活動

ア 省略

イ アに定めるもののほか、指定就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第3第1項第5号イならびに別表第10第5項第2号および第4号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と読み替えるものとする。

(3) 省略

2 基準該当就労継続支援B型の事業

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、基準該当就労継続支援B型の事業については、別表第1第1項第3号キおよびク、第4号(エならびにキ(キ)および(ク)を除く。)、第5号(ア、イおよびカに限る。)、第7号から第9号(ウに限る。)まで、第10号ならびに第12号から第16号(アに限る。)まで、別表第2第3項第7号、第5項第1号(アを除く。)、第6項、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)および第10項(第5号を除く。)から第12項(第2号を除く。)まで、別表第3第1項第5号(イを除く。)および第7号、別表第7第1項第3号、別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)ならびに前項第1号の規定を準用する。この場合において、別表第1第1項第4号ア中「第7号ア」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第7号ア」と、同項第5号イ中「ウ(ア)から(ウ)

まで」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

別表第12および別表第13 省略

別表第14

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1～8 省略

9 別表第2第5項第1号(アを除く。)、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号まで、別表第7第1項第3号(ウを除く。)、別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)、別表第10第6項第1号および第2号ならびに別表第11第1項第2号アの規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合に

まで」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する別表第2第5項第1号アからウまで」と、同項第7号イ中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスの利用に当たっての留意事項および非常災害対策を」と、同号イ(エ)中「時間ならびに通常の事業の実施地域」とあるのは「時間」と、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第6項第1号、第2号および第4号ならびに第11項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同号イ中「第4項第3号」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、同号ウ中「第6項第4号カ」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する第6項第4号カ」と、同号エ中「次項第1号」とあるのは「別表第11第2項第2号において準用する次項第1号」と、同号オおよびカ中「第13項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、別表第9第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第11第2項第2号」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

別表第12および別表第13 省略

別表第14

離島その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する特例

1～8 省略

9 別表第2第5項第1号(アを除く。)、第6項第4号オおよびカ、第8項第1号、第9項(第3号を除く。)ならびに第12項第1号、別表第3第1項第5号から第7号まで、別表第7第1項第3号(ウを除く。)、別表第9第4項および第5項(第4号を除く。)、別表第10第5項第2号および第4号ならびに別表第11第1項第1号および第2号アの規定は、特定基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、別表第2第5項第1号ウ中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供に要する費用」と、「できる」とあるのは「できる。この場合に

において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第9第4項第1号中「就労移行支援計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、別表第10第5項第1号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と、別表第11第1項第1号中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

において、食事の提供に要する費用については、別に厚生労働大臣の定めるところによる」と、同表第12項第1号イ中「介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、別表第9第4項第1号中「就労移行支援計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、別表第10第5項第2号中「雇用契約を締結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利用者の工賃」と、別表第11第1項第1号中「就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

旧	新
<p>本則 省略 付則 省略 別表第1～別表第5 省略 別表第6（第4条関係） 就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準 1～6 省略 7 就労</p> <p>(1) 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めること。</p> <p>(2) 雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円以上とすること。</p> <p>(3) 第1号の規定は、雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる工賃について準用する。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の就労については、別表第2第7項第1号アおよびウならびに第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号ウ中「生産活動」とあるのは「作業」と、同項第2号中「生産活動に従事している」とあるのは「雇用契約を締結していない」と読み替えるものとする。</p>	<p>本則 省略 付則 省略 別表第1～別表第5 省略 別表第6（第4条関係） 就労継続支援A型の事業の設備および運営に関する基準 1～6 省略 7 就労</p> <p>(1) <u>就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識および能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとする。</u></p> <p>(2) 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結している利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めること。</p> <p>(3) <u>就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金の総額以上となるようにすること。</u></p> <p>(4) 雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる1月当たりの工賃の平均額は、3,000円以上とすること。</p> <p>(5) 第2号の規定は、雇用契約を締結していない利用者に対して支払われる工賃について準用する。</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、就労継続支援A型の事業の就労については、別表第2第7項第1号アおよびウならびに第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号ウ中「生産活動」とあるのは「作業」と、同項第2号中「生産活動に従事している」とあるのは「雇用契約を締結していない」と、「経費」とあるのは「経費（雇用契約を締結している利用者に支払うべき賃金を含む。）」と読み替えるものとする。</p>

8 省略

9 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間ならびに通常の事業の実施地域

_____を」と、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第6第9項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第17項第2号」と、別表第5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第6第9項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第7

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

1 省略

2 生産活動

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第2第7項第2号ならびに別表第6第7項第1号および第2号の規定を準用する。この場合において、同項第1号中「雇用契約を締

8 省略

9 別表第1第3項(第2号を除く。)、第5項から第7項まで、第9項第1号、第10項から第12項(第4号を除く。)までおよび第13項から第18項まで、別表第2第5項第1号、第8項、第9項(第3号を除く。)および第10項第1号、別表第3第3項ならびに別表第5第4項および第5項(第4号を除く。)の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、別表第1第7項第1号、第2号および第4号中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同表第10項第2号中「事項を」とあるのは「事項ならびにサービスを提供する日および時間、_____

_____通常の事業の実施地域ならびに利用者の賃金および工賃ならびに労働時間および作業時間をと、同表第12項第3号中「他の専門の医療機関」とあるのは「医療機関」と、同表第14項第2号ア中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同号イ中「第7項第4号カ」とあるのは「別表第6第9項において準用する第7項第4号カ」と、同号ウ中「第16項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第16項第2号」と、同号エ中「第17項第2号」とあるのは「別表第6第9項において準用する第17項第2号」と、別表第5第4項第1号中「第6項」とあるのは「別表第6第9項」と、「就労移行支援計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、「受入先を確保すること」とあるのは「受入先の確保に努めること」と、同表第5項第1号中「を支援する」とあるのは「の支援に努める」と読み替えるものとする。

別表第7

就労継続支援B型の事業の設備および運営に関する基準

1 省略

2 生産活動

(1) 省略

(2) 前号に定めるもののほか、就労継続支援B型の事業の生産活動については、別表第2第7項第2号ならびに別表第6第7項第2号および第4号の規定を準用する。この場合において、同項第2号中「雇用契約を締

結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利
用者の工賃」と読み替えるものとする。

3 省略

以下 省略

結している利用者」とあるのは「利用者」と、「賃金」とあるのは「利
用者の工賃」と読み替えるものとする。

3 省略

以下 省略

「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の従業者ならびに設備および運営に関する基準等を定める条例」【指定基準】
 および
 「滋賀県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備および運営に関する基準を定める条例」【施設基準】
 の一部改正概要(平成29年4月1日施行)

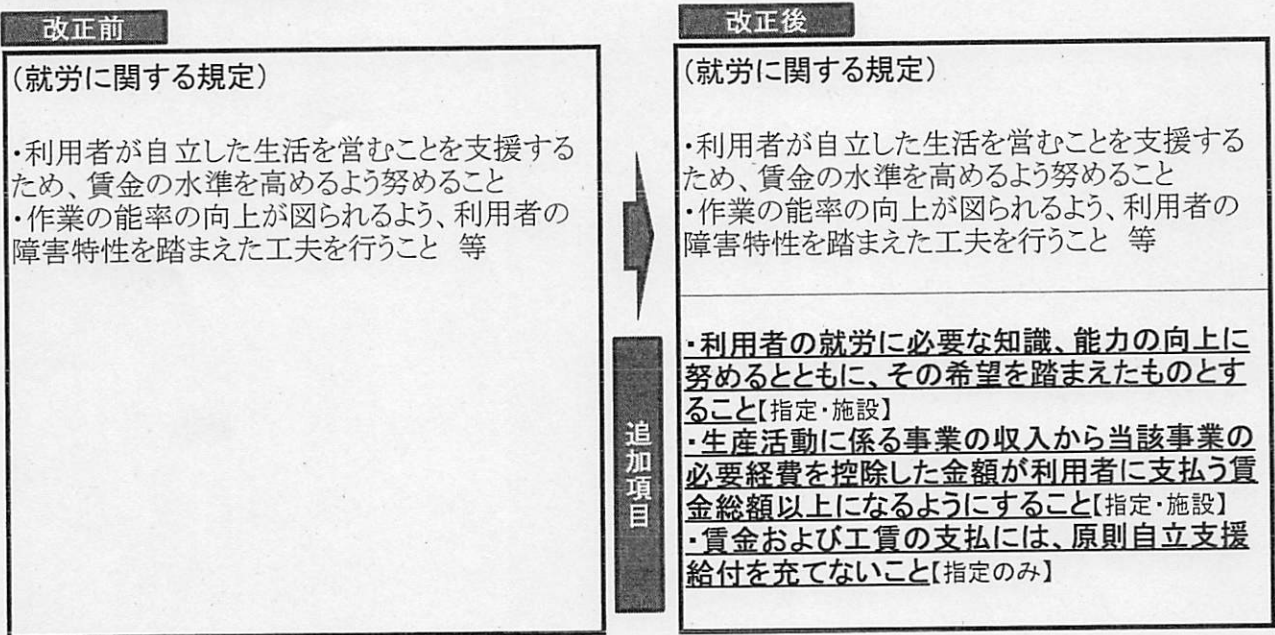
1. 改正の概要

就労継続支援A型事業所については、生産活動の内容が適切でない事業所やすべての利用者の労働時間を一律に短くする事業所など、不適切な事例が増えていると指摘を受け、就労の質の向上等に向け、国が基準省令を改正したことに伴い、県の関係基準条例の改正を行う。(H29.2.1現在:県内23事業所)

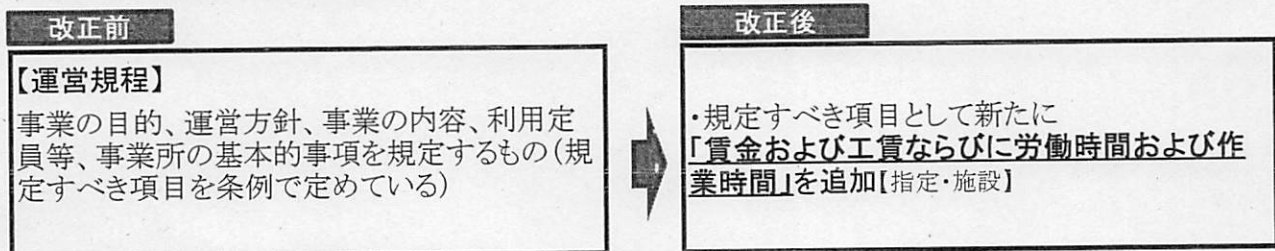
- 【指定基準】 障害者総合支援法第43条の規定に基づく指定障害福祉サービスの事業等に関する基準
- 【施設基準】 障害者総合支援法第80条の規定に基づく施設を必要とする障害福祉サービス事業の基準
- 【就労継続支援A型事業】 通常の事業所に雇用されるのが困難な障害者に就労の機会を提供するとともに、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、その知識・能力の向上に必要な訓練等を行う事業。(A型は原則利用者と雇用契約を締結し、最低賃金を保障。)

2. 改正の内容

(1) 就労に関する規定の追加等



(2) 運営規程に掲げる事項の追加



3. その他

平成29年4月1日より施行する。ただし、運営規程に掲げる事項の追加の改正については、平成29年7月1日より施行する。【現行事業所への周知期間を設ける】